

駒ヶ根市
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画
(令和3～5年度)

令和3年3月
駒ヶ根市

目次

1	計画の趣旨	1
2	本計画の対象者	1
3	計画の位置づけと関連計画	1
4	計画の期間と評価等	2
	(1) 計画の期間	2
	(2) 計画達成状況の点検及び評価	2
5	基本指針	2
6	障害福祉サービスの種類	3
	(1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	3
	(2) 児童福祉法に基づく障がい児のサービス	4
	(3) 地域生活支援事業	5
7	目標値等の設定	6
	(1) 第6期計画の目標値（成果目標）	6
	①施設入所者の地域生活への移行	6
	②福祉施設から一般就労への移行等	6
	③精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	6
	④地域生活支援拠点等の整備	6
	⑤障がい児支援の提供体制の整備等	7
	⑥障がい者・児の支援の質の向上	8
	⑦社会参加の推進	8
	(2) 各種サービスの目標値およびサービス見込み量（活動指標）	8
	(3) 地域生活支援事業	12

※「障がい」表記について

駒ヶ根市では、障がいや障がい者の表記について、法令等で定められているもの以外は、「障がい」とひらがな交じりの表記をしています。

1 計画の趣旨

第6期駒ヶ根市障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画（以下、「本計画」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第1条の2「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障がいのある人が全ての人と分け隔てなく地域で暮らせる共生社会実現のための支援と、共生社会の妨げとなる社会的障壁の除去に資するための支援を総合的かつ計画的に行うために定めるとともに、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、国の定める基本指針に即し、地域において必要な障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和5年度までの3年間の障害福祉サービス等に関する目標数値の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための新たな計画を定めるものです。

2 本計画の対象者

本計画の「障がいのある人」とは、障害者総合支援法に規定された、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者（発達障がい者を含む。）・難病により障がいのある者及び児をいいます。

上記障がいをもつ人のうち、18歳以上を「障がい者」、18歳未満を「障がい児」といいます。

3 計画の位置づけと関連計画

本計画は、国及び長野県の計画との整合性を図りながら、市の最上位計画である「駒ヶ根市総合計画」及び、その障害福祉分野の計画である「駒ヶ根市障がい者基本計画」との整合を図りながら、「駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画」との整合を考慮し、策定するものです。

4 計画の期間と評価等

(1) 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

ただし、国の法改正等の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(年度)	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
第4次 駒ヶ根市総合計画	前期計画 H26~30				後期計画 R 1~R 5					
駒ヶ根市 障がい者基本計画	H26~30				R 1~R 5					
駒ヶ根市 障がい福祉計画	第4期 H27~29			第5期 H30~R2		第6期 R3~R5				

(2) 計画の達成状況の点検及び評価

毎年度末に数値の確認、分析、評価を行い、課題等がある場合には随時対応していきます。

5 基本指針

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点を配慮して本計画を作成します。

- ①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥障がい福祉人材の確保 新規
- ⑦障がい者の社会参加を支える取組 新規

6 障害福祉サービスの種類

(1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

	サービス名	サービス内容
訪問系サービス	居宅介護	自宅で入浴や排泄、食事の介護などの手助けや、部屋の掃除、洗濯などを行う。通院時の支援もあります。
	重度訪問介護	重度の障がいにより常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排泄、食事の介護や、外出時の移動の支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、一人での移動が難しい人に、外出時に同行して移動の支援をします。外出先での代筆や代読もします。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより、一人での行動が難しい人に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数の障害福祉サービスを組み合わせて支援します。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴や排泄、食事の介護や、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき、リハビリやトレーニングなどの必要な訓練を行います。
	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき、入浴や排泄、食事等に関する必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労することが可能な人に、雇用して就労する場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(B型)	雇用契約に基づく就労が困難である障がい者に、働く場を提供するとともに、生産活動を通して、知識及び能力を習得するための訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労した人が、職場に定着できるよう、企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。

サービス名		サービス内容
日中活動系サービス	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、病院等の施設で、機能訓練や療養上の管理、看護、日常生活上の支援を行います。
	短期入所（福祉型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、障害者支援施設等で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	短期入所（医療型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、病院等の医療施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
施設系サービス	自立生活援助	施設を利用していた人が、一人暮らしを始めたときに、生活や健康、近所づきあいなどの問題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。
	共同生活援助 （グループホーム）	地域の共同生活の場を提供し、夜間等における日常生活上の援助を行います。また、入浴や排泄、食事等の介が必要な人には介護サービスも提供します。
	施設入所支援	自宅での生活が難しく、施設に入所している人に、入浴や排泄、食事などの介護を行います。
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）し、サービス事業者等との連絡調整を行います。
	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所することが決定した人を対象に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している人を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

（２）児童福祉法に基づく障がい児のサービス

サービス名		サービス内容
通所系サービス	児童発達支援	未就学児に対して、日常生活に必要な動作や知識の指導や、集団生活に必要な適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	上肢・下肢または体幹に障がいのある児童に対して、児童発達支援にあわせ、必要な治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校就学中の児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や地域社会との交流促進などを行います。

サービス名		サービス内容
通所系サービス	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中または今後利用する予定の障がい児に対して、支援員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで通所サービス利用が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
入所系サービス	福祉型児童入所支援	障がい児を施設に入所させて保護し、日常生活の指導や自律に必要な知識や技能を身につけるための支援を行います。
	医療型児童入所支援	福祉型児童入所支援にあわせて、治療を行います。
相談支援	障害児相談支援	障害児通所支援等の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

(3) 地域生活支援事業

事業名	事業内容
1. 理解促進研修・啓発事業	障がいのある人への理解を深めるためのイベントや広報を行います。
2. 自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民の自発的な交流活動を支援します。
3. 相談支援事業	障がいのある人やその保護者などの様々な相談に応じ必要な情報の提供や助言を行います。また、虐待防止や権利擁護のために必要な援助を行います。
4. 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援するとともに、適正に後見業務を担うことのできる法人の活動などを支援します。
5. 成年後見制度法人後見支援事業	
6. 意思疎通支援事業	聴覚や視覚などの障がいのため意思疎通に支援が必要な人に、手話通訳者や要約筆記者などを派遣します。
7. 日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活用具を給付または貸与することで、自立した生活を促します。
8. 手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な表現技術などを習得した人を養成し、聴覚障がいのある人を支援します。
9. 移動支援事業	屋外での移動が難しい人の自立や社会参加を助けるために、外出するときの移動の支援をします。
10. 地域活動支援センター	ものをつくり出す創作的・生産的活動や、社会との交流を増やす活動などを行う場所として、障がいのある人の地域生活を支援します。

7 目標値等の設定

(1) 第6期計画の目標値（成果目標）

本計画において必要な障害福祉サービス量を見込むに当たり、令和5年度を目標年度として、地域生活移行や就労支援などの課題に関する次に掲げる事項について、それぞれの目標値を設定します。

① 施設入所者の地域生活への移行者数

項目	令和元年度末	本計画期間	令和5年度末
施設入所者数	39人		36人
施設入所者の削減数		3人 (7.7%)	
施設入所者の地域生活への移行者数		3人	

② 福祉施設から一般就労への移行者数（単位：人）

項目	実績		目標値		
	実績見込				
年度	R1	R2	R3	R4	R5
就労移行支援から	1	1	1	1	2
就労継続支援（A型）から	2	2	2	2	3
就労継続支援（B型）から	3	3	3	3	4
計	6	6	6	6	9
生活介護・自立訓練から	0	0	0	0	0

令和元年度の実績に対する目標値（令和5年度）の伸びは1.5倍です。

③ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場として、上伊那圏域地域自立支援協議会を中心に情報共有や課題の検討等を行います。

④ 地域生活支援拠点等の整備

地域で安心して生活していくために障がい者の地域生活を支援する機能（相談支援機能、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域づくり）を持つ拠点の整備について、上伊那圏域地域自立支援協議会を中心に整備を進めてきました。特に緊急時の受入れ・対応として、圏域内の障がい者入所施設を中心に契約を実施しております。引き続き、上伊那圏域自立支援協議会を中心に、今ある資源を活用しサービス事業所等の整備を進めます。

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

目標項目	目標内容（令和5年度）
児童発達支援センターの設置	伊南4市町村で利用できる体制整備の検討を行う。
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	平成29年度1事業所（伊南4市町村対象）が開設したが、今後の需要を見込み、他の事業所へも働きかける。
主に重症心身障がい者児を支援する児童発達支援事業所の確保	2事業所で対応が可能となっております。引き続き、継続していただけるよう働きかけます。
主に重症心身障がい者児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	現在、対応可能な事業所がないため、自立支援協議会重心・要医療的ケア部会を中心に民間事業所への働きかけを行います。
医療的ケアが必要な障がい児への支援のための関係機関の協議の場の設置	上伊那圏域として設置済 引き続き、上伊那圏域自立支援協議会重心・要医療的ケア部会を中心に協議を進めます。

◎切れ目ない支援体制の構築

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いの段階から身近な地域で支援ができ、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目ない一貫した支援体制の構築を図る必要があります。

児童発達支援センターは、施設の有する専門機能を活かし、児童発達支援事業にあわせて、地域の障がい児やその家族への切れ目ない支援を行うための地域の中核的な支援施設としての役割を担うようになります。

また、障がい児や家族へのより充実した支援ができるよう、関係機関の連携強化のための情報共有ツール「結 i n g」の活用が重要です。

さらに、障がい特性に応じた施設の利用形態や施設の整備が必要となっており、検討が必要です。

◎医療的ケアが必要な障がい児への支援

医療的ケアが必要な障がい児は、一般の障がい児通所支援や放課後等デイサービスでは支援を受けることは難しい状況にあります。負担の軽減を図り、安心した在宅生活を送れるよう支援することが必要です。上伊那圏域自立支援協議会重心・要医療的ケア部会において関係機関との協議を進めるとともに、緊急時対応については、市内の身近な医療機関と連携体制を築いておくことが必要です。

⑥ 障がい者・児の支援の質の向上

障がい福祉サービス等の提供を行う人材を確保するため、県で開催する相談支援従事者養成研修など、各種研修において関係機関と連携し推進を図ります。

⑦ 社会参加の推進

障がい者の社会参加を推進するため、多様なニーズを踏まえ、関係機関と連携し、就労支援の充実やスポーツ、文化芸術活動の推進を図ります。

(2) 各種サービスの目標値およびサービス見込み量（活動指標）

サービス見込量は、現に利用している数値等を参考にした月間の見込量です。

※単位は以下のとおり

量を算出するもの	単位	算出方法
利用時間	時間	月間のサービス提供時間
利用者数 利用児童数	人	月間の実利用人数
利用日数	人日分	月間の実利用人数×1人1月あたりの平均利用日数 ※「人日分」単位での算出が困難な場合には、月間実利用人員に「22日」を乗じて算出。

① 訪問系サービス（※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

サービス名	見込むもの	実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		令和元年度			
居宅介護	利用時間	718 時間	720 時間	730 時間	740 時間
	利用者数	63 人	63 人	64 人	65 人
重度訪問介護	利用時間	76 時間	76 時間	76 時間	76 時間
	利用者数	3 人	3 人	3 人	3 人
同行援護	利用時間	23 時間	24 時間	24 時間	24 時間
	利用者数	4 人	4 人	4 人	4 人
行動援護	利用時間	181 時間	192 時間	192 時間	192 時間
	利用者数	8 人	8 人	8 人	8 人
重度障害者等 包括支援	利用時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人

② 日中活動系サービス（※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

サービス名	見込むもの	実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		令和元年度			
生活介護	利用日数	1,352人日分	1,360人日分	1,380人日分	1,400人日分
	利用者数	78人	78人	79人	80人
自立訓練 （機能訓練）	利用日数	21人日分	21人日分	21人日分	21人日分
	利用者数	3人	3人	3人	3人
自立訓練 （生活訓練）	利用日数	115人日分	120人日分	120人日分	120人日分
	利用者数	6人	6人	6人	6人
就労移行支援	利用日数	5人日分	10人日分	10人日分	10人日分
	利用者数	1人	2人	2人	2人
就労継続支援 （A型）	利用日数	515人日分	550人日分	550人日分	550人日分
	利用者数	25人	25人	25人	25人
就労継続支援 （B型）	利用日数	1,462人日分	1,980人日分	1,980人日分	1,980人日分
	利用者数	88人	90人	90人	90人
就労定着支援	利用者数	0人	0人	0人	0人
療養介護	利用者数	4人	4人	4人	4人
短期入所 （福祉型）	利用日数	79人日分	100人日分	100人日分	100人日分
	利用者数	10人	10人	10人	10人
短期入所 （医療型）	利用日数	49人日分	50人日分	50人日分	50人日分
	利用者数	5人	5人	5人	5人

③ 施設系サービス（※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

サービス名	見込むもの	実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		令和元年度			
自立生活援助	利用者数	0人	0人	0人	1人
共同生活援助	利用者数	51人	51人	51人	51人
施設入所支援	利用者数	39人	38人	37人	36人

④ 相談支援（※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

サービス名	見込むもの	実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		令和元年度			
計画相談支援	利用者数	44人	45人	45人	45人
地域移行支援	利用者数	1人	1人	1人	1人
地域定着支援	利用者数	5人	5人	5人	5人

⑤ 障害児支援（※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

サービス名	見込むもの	実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		令和元年度			
児童発達支援	利用日数	162日分	175人日分	175人日分	175人日分
	利用児童数	24人	25人	25人	25人
医療型 児童発達支援	利用日数	0人日分	0人日分	0人日分	1人日分
	利用児童数	0人	0人	0人	1人
放課後等 デイサービス	利用日数	300人日分	300人日分	300人日分	300人日分
	利用児童数	61人	60人	60人	60人
保育所等訪問支 援	利用日数	3人日分	3人日分	3人日分	4人日分
	利用児童数	3人	3人	3人	4人
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
	利用児童数	0人	0人	0人	0人
福祉型 児童入所支援	利用児童数	0人	0人	0人	0人
医療型 児童入所支援	利用児童数	0人	0人	0人	0人
障害児相談支援	利用児童数	19人	20人	20人	20人
医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネー ター	配置人数	0人	0人	0人	2人

⑥「発達障がい者に対する支援」に係る活動指標

項目	見込むもの	実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		令和元年度			
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数/年	13人	15人	15人	15人
ペアレントメンターの人数	推進の方策	市が実施する研修会や相談会においてペアレントメンターの活用を検討			
ピアサポートの活動への参加人数	推進の方策	ピアサポート活動について学ぶ機会の検討。			

(3) 地域生活支援事業

サービス見込量は、現に利用している数値等を参考にした見込量です。

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無
2. 自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有
3. 相談支援事業				
①障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
⑧ 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
4. 成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
5. 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
6. 意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数/年	40	40	40
②手話通訳者設置事業	設置人数	0	0	0
7. 日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	件数/年	0	0	0
②自立生活支援用具	件数/年	1	1	1
③在宅療養等支援用具	件数/年	10	10	10
④情報・意思疎通支援用具	件数/年	2	2	2
⑤排泄管理支援用具	件数/年	570	570	570
⑥居宅生活動作補助用具	件数/年	1	1	1
8. 手話奉仕員養成研修事業	登録見込者数/年	20	20	20
9. 移動支援事業	利用実人数/年	70	75	80
	利用時間数/年	6,200	6,600	7,100
10. 地域活動支援センター	箇所数	1	1	1
	登録実人数/年	4,550	4,600	4,600

駒ヶ根市 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画
令和3年3月発行

発行：駒ヶ根市

編集：駒ヶ根市 民生部 福祉課・地域保健課

駒ヶ根市教育委員会 子ども課

〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町 20-1

T E L 0265-83-2111 (代表)

F A X 0265-83-8590・0265-83-2181